

事 務 連 絡
平成30年7月17日

山口県 健康福祉部 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

災害により被災した要援護障害者等への対応について

平成30年7月豪雨による災害により、貴管内の一部地域において、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用されました。別添1及び別添2の事務連絡の内容について改めて御了知いただくとともに、管内市町村に対して周知を行う等、特段の御配慮をお願いいたします。

【別添1に関する問い合わせ先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課企画法令係

TEL：03-5253-1111（内3022,3049）

FAX：03-3502-0892

【別添2に関する問い合わせ先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

自立支援振興室障害者災害対策専門官 村山

TEL：03-5253-1111（内3072）

Mail：murayama-tarou@mhlw.go.jp